

随意契約（業者選定）理由書

担 当 課	教育総務課	
契 約 案 件 名	浪江にじいろこども園構造物撤去工事	
案 件 の 概 要	本工事は、浪江にじいろこども園の増築工事に当たり、底地の構造物撤去を行うものである。	
履 行 期 間	令和 8 年 1 月 13 日から令和 8 年 3 月 31 日限り	
契 約 日	令和 8 年 1 月 13 日	
契 約 金 額	4,840,000 円	
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	本工事は、浪江にじいろこども園増築工事の着工に先立ち、当初確認されていなかった対象敷地内の残置物（排水路等(以下「構造物」という。)) を撤去するものである。 当該構造物の撤去範囲は、増築工事の施工範囲と完全に重複しており、増築工事の工期等に支障をきたさぬよう短期間の工期で撤去工事を完了できるのは、増築工事の受注者以外にないため。	
根 拠 法 令 該 当 条 項	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号	
契 約 の 相 手 方	商号・名称	横山建設株式会社
	所 在 地	福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前 1 2 番地 2